

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年葉山町条例第18号）の一部を次のように改正する。

（別紙）

平成30年6月5日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の改正に伴い、所要の改正を行うために、提案するものであります。

葉山町条例第 号

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年葉山町条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 3 項第 4 号中「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格」を「教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条に規定する免許状」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(10) 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例の概要

題名

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣旨

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内容

放課後児童健全育成事業所に置かなければならない放課後児童支援員の資格のうち、「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者」を「教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」に改めるとともに、「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めるもの」を加えることとした。

3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行することとした。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年12月22日条例第18号</p> <p>(職員)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) <u>教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者</u></p> <p>(5)~(9) (略)</p> <p>(10) <u>5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの</u></p> <p>4・5 (略)</p>	<p>放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年12月22日条例第18号</p> <p>(職員)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) <u>学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u></p> <p>(5)~(9) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>